

平成 29 年 度

財 政 援 助 団 体 等 監 査 報 告 書

狭 山 市 監 査 委 員

目 次

< 狭山市市民健康文化センター指定管理 >

1	監査の目的	P 1
2	監査の対象	P 1
	(1) 公の施設	P 1
	(2) 指定管理者	P 1
	(3) 所管課	P 1
3	監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等	P 1
	(1) 監査の実施日	P 1
	(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所	P 1
	(3) 監査の範囲及び方法	P 1
4	監査の結果	P 2
	(1) 施設の概要	P 2
	(2) 利用案内	P 2
	(3) 指定管理者が行う業務	P 4
	(4) 利用状況	P 4
	(5) 実施事業	P 4
	(6) 指定管理者の収支	P 5
	(7) 総評	P 6

< 狭山市立中央児童館指定管理 >

1	監査の目的	P 9
2	監査の対象	P 9
	(1) 公の施設	P 9
	(2) 指定管理者	P 9
	(3) 所管課	P 9
3	監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等	P 9
	(1) 監査の実施日	P 9
	(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所	P 9
	(3) 監査の範囲及び方法	P 9
4	監査の結果	P 10
	(1) 施設の概要	P 10
	(2) 利用案内	P 10
	(3) 指定管理者が行う業務	P 11

(4) 利用状況	P 1 1
(5) 実施事業	P 1 1
(6) 指定管理者の収支	P 1 3
(7) 総評	P 1 3

< 公益社団法人狭山市シルバー人材センター補助金 >

1 監査の目的	P 1 5
2 監査対象者の概要等	P 1 5
(1) 対象者の概要	P 1 5
(2) 補助金交付の目的	P 1 5
(3) 組織	P 1 6
3 監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等	P 1 6
(1) 監査の実施日	P 1 6
(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所	P 1 6
(3) 監査の範囲及び方法	P 1 6
4 監査の結果	P 1 6
(1) 補助金の充当先及び事業の概要	P 1 6
(2) 正味財産増減計算書	P 1 7
(3) 総評	P 1 9

狭山市市民健康文化センター指定管理

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が公の施設の管理を行わせている団体に対して、指定管理に係る出納及び管理運営が適正に行われているかについて監査を実施した。

2 監査の対象

(1) 公の施設

狭山市市民健康文化センター

(2) 指定管理者

シンコースポーツ・サンワックス・アズビル共同事業体

(3) 所管課

市民文化課

3 監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等

(1) 監査の実施日

平成29年11月22日

(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所

ア 監査を実施した監査委員

監査委員 永井 保

監査委員 磯野 和夫

イ 監査の場所

監査委員室、狭山市市民健康文化センター

(3) 監査の範囲及び方法

平成28年度の狭山市市民健康文化センター指定管理について、基本協定書等に基づく施設の管理及び収支の会計経理等に主眼を置き、事務の執行の適法性、効率性及び妥当性の観点から検証した。

監査は、提出された監査資料に基づき書面監査を行い、管理運営を委任している狭山市市民健康文化センターに赴いて現場を確認するとともに、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

4 監査の結果

(1) 施設の概要

- ア 名 称 狭山市市民健康文化センター
 イ 所在地 狭山市大字下奥富 2 5 5 2 番地 1
 ウ 開設時期 平成 1 3 年 1 0 月
 エ 建物等概要
 (ア) 規 模 地上 2 階
 (イ) 構 造 鉄筋コンクリート
 (ウ) 敷地面積 6, 2 6 0. 8 6 m²
 (エ) 延床面積 2, 0 8 1. 2 1 m²
 (オ) 主要施設

階数	施設名	定員	施設内容または利用方法
1 階	多目的ホール	300名	音楽会や講演会、講習会、屋内運動施設として利用 ・電動式移動観覧席 :154席 ・スタッキングチェア:146席
	会議室	12名	研修会や各種会議室として利用
	I T 学習室	15名	I T 体験や I T 学習のために利用 (無料)
	展示施設	—	廊下の壁を利用した写真や絵画の展示 (無料)
2 階	多目的浴室	73名	歩行浴槽 (20m×5.4m)、ジェットバス、水風呂、サウナ (男女共用、水着着用)
	普通浴室	26名	和風タイプ、洋風タイプ各 1 種類
	大 広 間	72名	和室72畳 (舞台付き)
	談話室 1・2	24名	各和室12畳 (合計24畳)
	食 堂	—	飲食物の提供 ※館内への飲食物持ち込み禁止、館内禁酒

オ 施設の目的 市民の健康の増進と文化教養の向上を図り、もって市民福祉の向上に寄与する

(2) 利用案内

- ア 利用時間 1 階施設 (多目的ホール、会議室等) 9 時から 2 1 時まで
 2 階施設 (多目的浴室、大広間等) 1 0 時から 2 1 時まで
 イ 休業日 毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)
 年末年始 (1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで)
 点検休館日 (年度 4 回・計 1 3 日)

ウ 利用料金

(ア) 浴室、多目的浴室、大広間、談話室（個人利用施設）の料金

(単位 円)

利用区分	市内		市外	
	2時間まで	2時間を超え 1時間まで 増すごとに	2時間まで	2時間を超え 1時間まで 増すごとに
一般	300	150	450	220
65歳以上 小学生・中学生	150	70	220	110

※「市内」とは市内在住、在勤若しくは在学の者又は所沢市、飯能市若しくは入間市に在住の者。

※小学校就学前の者は無料。障害者割引あり。

(イ) 多目的ホール（団体利用施設）の利用料金

a 舞台装置、音響装置、照明調光装置のいずれも使用しない場合

(単位 円)

区分	9時から 11時まで	11時から 13時まで	13時から 15時まで	15時から 17時まで	17時から 19時まで	19時から 21時まで
市内	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
市外	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800

※「市内」とは市内在住、在勤若しくは在学の者又は所沢市、飯能市若しくは入間市に在住の者

b 舞台装置、音響装置、照明調光装置を使用する場合

(単位 円)

区分		午前		午後		夜間		全日	
		9時から 12時まで		13時から 17時まで		18時から 21時まで		9時から 21時まで	
		市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
各装置のうち 1種類を使用 する場合	平日	2,800	4,200	5,040	7,560	6,580	9,870	14,000	21,000
	土日 休日	3,450	5,170	6,200	9,300	8,120	12,180	17,260	25,890
各装置のうち 2種類を使用 する場合	平日	4,400	6,600	7,920	11,880	10,340	15,510	22,000	33,000
	土日 休日	5,420	8,130	9,740	14,610	12,760	19,140	27,120	40,680
各装置のうち 3種類を使用 する場合	平日	6,000	9,000	10,800	16,200	14,100	21,150	30,000	45,000
	土日 休日	7,400	11,100	13,300	19,950	17,400	26,100	37,000	55,500

※「市内」とは市内在住、在勤若しくは在学の者又は所沢市、飯能市若しくは入間市に在住の者

(ウ) 会議室（団体利用施設）の利用料金

(単位 円)

午 前		午 後		夜 間		全 日	
9時から 12時まで		13時から 17時まで		18時から 21時まで		9時から 21時まで	
市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
500	750	600	900	600	900	1,500	2,250

※「市内」とは市内在住、在勤若しくは在学の者又は所沢市、飯能市若しくは入間市に在住の者

(3) 指定管理者が行う業務

- ア 総務（利用許可、利用料金の徴収、統計、電話対応、連絡調整他）
- イ 清掃（館内外の清掃、衛生等管理要領に基づく消毒）
- ウ 受付（利用者の誘導、利用案内、入退場者の確認等）
- エ 設備運転（各種機器・設備の運転操作・記録及び監視、日常点検）
- オ 環境衛生（空気環境測定、受水槽・浄化槽等の点検・清掃、害虫防除）
- カ 多目的浴室の監視（監視、救護、利用援助、水質管理等）
- キ 舞台等操作（舞台装置・音響・証明設備の操作）
- ク 設備機器等の保守点検（建築物・設備等の保守管理）
- ケ その他（食堂の運営等）

(4) 利用状況

	施設別利用者数			利用料金 (左記におけるもの)
	浴槽、大広間等	多目的ホール	会 議 室	
4月	5,815人	608人	160人	1,145,000円
5月	6,199人	1,120人	177人	1,108,400円
6月	6,119人	978人	181人	1,126,640円
7月	5,270人	1,096人	171人	1,124,260円
8月	6,428人	905人	147人	1,222,530円
9月	6,630人	938人	173人	1,183,170円
10月	5,544人	1,133人	151人	1,132,510円
11月	6,417人	1,355人	147人	1,175,020円
12月	6,354人	969人	187人	1,163,590円
1月	6,577人	768人	127人	1,270,260円
2月	7,091人	757人	151人	1,255,040円
3月	7,101人	1,013人	215人	1,268,550円
合計	75,545人	11,640人	1,987人	14,174,970円

(5) 実施事業（指定管理者自主事業）

- ア 健康づくり（スポーツ）事業

水中ウォーキング（全10回、8期開催）、骨盤ストレッチ・リラック
クスヨガ、ピラティス、エンジョイエアロ（各全10回、4期開催）、
懐メロで踊ろう元気教室

イ 文化教養（カルチャー）等事業

水彩画教室（2回1コース、36期開催）、そば打ち教室（2回、5期
開催）、夏の工作体験（シルバーストラップ製作）、カラオケバトル、チ
ェロとピアノのクリスマスコンサート、ピアノ演奏会

ウ その他事業

サンパークフェスティバル（地元野菜の販売、軽食等の販売）、すかい
ロード祭り、商工祭での軽食等の販売

(6) 指定管理者の収支

収支 (単位 円)

項目	予算額	実績額	差異	内容
収入合計 (A)	110,002,000	107,910,170	2,091,830	
指定管理料	93,478,000	93,478,000	0	
利用料金	16,524,000	14,432,170	2,091,830	
個人利用施設	14,010,000	12,628,030	1,381,970	基本・延長料金
団体等利用施設	1,864,000	1,546,940	317,060	ホール、会議室
その他	650,000	257,200	392,800	カラオケ、マッサージ
支出合計 (B)	110,002,000	107,685,767	2,316,233	
人件費	18,446,000	15,178,497	3,267,503	
正副責任者	13,896,000	10,193,488	3,702,512	館長、副館長等
管理運営職員	4,550,000	4,985,009	△435,009	
事務費	7,109,000	7,107,351	1,649	
消耗品費	1,851,000	2,971,123	△1,120,123	
印刷製本費	577,000	371,092	205,908	コピー機使用料
通信運搬費	432,000	619,246	△187,246	電話使用料等
使用料	41,000	237,545	△196,545	著作権使用料等
賃借料	3,714,000	2,681,425	1,032,575	物品借上料等
備品購入費	494,000	226,920	267,080	
管理費	84,447,000	85,399,919	△952,919	
水道光熱費	21,316,000	19,552,526	1,763,474	電気料等
手数料	1,111,000	1,824,355	△713,355	検査手数料等
保険料	151,000	247,169	△96,169	
維持管理費	56,799,000	58,884,844	△2,085,844	
広告宣伝費	802,000	254,563	547,437	広告費等
モニタリング経費	154,000	17,820	136,180	
修繕料	4,114,000	4,618,642	△504,642	
収支 (A) - (B)	0	224,403	△224,403	

(7) 総評

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に創設されたものである。

市民健康文化センターに指定管理者制度を導入して以降、施設利用者が増加していること、スポーツ教室等の健康づくり事業、水彩画教室、施設職員が出演するコンサート等の文化教養事業を行い、利用促進に努めていること、加えて利用者の満足度が高いことは、大いに評価できるところである。

基本協定書等に基づく施設の管理業務及び指定管理料に係る出納その他の事務処理については、事前調査、監査及び実地調査を行った結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部には改善又は検討を要する事項も見受けられたので、これらに留意し、施設の適正な管理運営に努められたい。

ア 市民文化課

(ア) 備品を購入する場合の事前協議について

指定管理者の本社で一括購入し複数年度にわたり指定管理料を充てて購入している備品について、購入前後の協議結果が保存されていないため、その適正性、妥当性に関しての確認に相当の期間を要した。備品を購入する場合には、事前に市と協議することとされているが、事後においても、協議結果、年度ごとの経費及び市への帰属の時期を確認することができるよう、適正な事務処理に努められたい。(注意)

(イ) 備品の適正な管理について

備品購入費で購入した物品のうち狭山市物品管理規則別表に定める備品に該当するものについて、備品管理システムへの入力等がなされていない。適正な事務処理に努められたい。(注意)

(ウ) 施設の管理状況について

水質検査について、業務仕様書に定める点検回数が実施されていないものがあつた。施設の適正な管理の観点から、モニタリングにおいて点検内容を確認するとともに、指定管理者に対し適切な指導をされたい。

(注意)

イ 指定管理者

(ア) 収支報告書について

本社人件費などの共通経費の収支報告書への計上は、真にその指定管理のため要した費用に限られることから、実績額等を精査し収支報告書に計上されたい。（要望）

(イ) 基本協定書と実務の乖離について

基本協定書第20条に定める独立した区分経理がなされていないものがあつた。会計処理の透明性が確保されるよう、適確な区分経理に努められたい。（要望）

狭山市立中央児童館指定管理

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が公の施設の管理を行わせている団体に対して、指定管理に係る出納及び管理運営が適正に行われているかについて監査を実施した。

2 監査の対象

(1) 公の施設

狭山市立中央児童館

(2) 指定管理者

株式会社 日本保育サービス

(3) 所管課

こども支援課

3 監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等

(1) 監査の実施日

平成29年11月22日

(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所

ア 監査を実施した監査委員

監査委員 永井 保

監査委員 磯野 和夫

イ 監査の場所

監査委員室、狭山市立中央児童館

(3) 監査の範囲及び方法

平成28年度の狭山市立中央児童館指定管理について、基本協定書等に基づく施設の管理及び収支の会計経理等に主眼を置き、事務の執行の適法性、効率性及び妥当性の観点から検証した。

監査は、提出された監査資料に基づき書面監査を行い、管理運営を委任している狭山市立中央児童館に赴いて現場を確認するとともに、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

4 監査の結果

(1) 施設の概要

- ア 名 称 狭山市立中央児童館
- イ 所在地 狭山市入間川4丁目14番8号 ほか
- ウ 開設時期 昭和51年10月
- エ 建物等概要
- (ア) 規 模 2階建て
- (イ) 構 造 鉄筋コンクリート
- (ウ) 敷地面積 4,955.16㎡
- (エ) 延床面積 1,274.74㎡
- (オ) 施設の目的 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。

(2) 利用案内

- ア 利用時間 児童館 午前9時から午後5時まで
子育てプレイス 午前9時30分から午後4時30分まで
- イ 休館日等 毎月第3火曜日、年末年始
ただし、子育てプレイスは毎週土曜日にも休館
- ウ 利用料金 児童館及び子育てプレイスの利用料金は無料
ただし、プラネタリウムについては、市内並びに所沢市、飯能市及び入間市の保育所又は幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他の学校が児童に観覧させるとき、市内並びに所沢市、飯能市及び入間市の子供会その他の児童により構成される団体が観覧するとき、5月5日及び11月3日に観覧するとき並びにその他市長が必要と認めたときを除き有料
- (ア) 団体投映の利用料金（観覧料）

(単位 円)

種別		基本料金
(1)	保育所又は幼稚園が平日、土曜日の午前中において教育として幼児に観覧させる場合	2,000
(2)	小学校、中学校、高等学校その他の学校が平日、土曜日の午前中において教育として児童に観覧させる場合	3,000
(3)	(1) (2) 以外の場合	4,000

備考

- 1 「団体投映」とは、おおむね40名以上の団体を対象として行う投

映をいう。

2 40名以下の団体の場合は基本料金を観覧料とし、40名を超える団体の場合は40名を1人増すごとに(1)においては50円、(2)においては60円、(3)においては80円をそれぞれの基本料金に加算した額を観覧料とする。

3 基本料金は観覧を許可した日に納付し、加算額は観覧する日に納付しなければならない。

4 団体の観覧料は、1投映ごとに算定する。

(イ) 一般投映の利用料金(観覧料)

a 「一般投映」とは、個人を対象として行う投映をいう。

b 一般投映の観覧料は、1人1投映につき100円とする。ただし、保護者が同伴する幼児の観覧料は、無料とする。

(3) 指定管理者が行う業務

ア 狭山市立中央児童館の維持管理に関する業務

イ 狭山市立児童館条例第3条各号に掲げる事業の運営に関する業務

ウ 狭山市立中央児童館の利用許可及び使用料の収納に関する業務

エ 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(4) 利用状況

開館日数	館内利用者	プラネタリウム	子育てプレイス	その他	総計
348日	20,680人	10,575人	7,922人	1,600人	40,777人

(5) 実施事業

ア 講師に依頼し実施している事業

事業名	対象及び内容	参加人数・回数
油 絵 教 室	小学生以上	118名 (4回×2日)
	学校では経験できない油絵の具を使用して、キャンパスに絵を描く	
料 理 教 室	小学生以上	144名(9回)
	児童が協力して料理やお菓子を作る	
カントリー雑貨	小学生以上	60名(5回)
	母親クラブ(木工・コットンサークル)共催で色々な雑貨を作る	

イ 職員により実施している事業

事業名	対象及び内容	参加人数・回数
幼 児 ク ラ ブ	3歳の児童	386名(17回)
	3歳児と保護者を対象に、遊びを通して親子でふれあう	
ドレミクラブ	2歳の児童	428名(16回)
	2歳児と保護者を対象に、遊びを通して親子でふれあう	
はいはいクラブ	0歳から1歳前半の児童	584名(20回)
	遊びを通して親子の交流を楽しむ	

よちよちクラブ	1歳から2歳までの児童	380名(15回)
	遊びを通して親子の交流を深め、親子共に楽しく過ごす	
なかよしクラブ	2歳後半から4歳までの児童	303名(9回)
	遊びを通して友だちや保護者との関わりを楽しむ	
お誕生会をしよう	未就学児童	290名(11回)
	参加した親子みんなに誕生日を祝ってもらう	
子育て応援事業 (保育付事業)	3歳までの児童の保護者	301名(10回)
	民生委員などに協力を依頼し、親子を分離して、子育て中の父母が講習会等に参加することにより、リフレッシュや育児に役立ててもらおう	
ランチタイム	未就学児童	1,822名 月～金曜日 ※ 夏季休業日等は除く
	乳幼児と保護者を対象に、みんなで昼食を食べ、保護者の交流を図る	
こどもクラブ ※ 世代間交流事業 1回含む	小学生	270名(11回)
	学年や地域の枠にとらわれず、色々な遊びや体験をする	

ウ 単発事業

事業名	対象及び内容	参加人数・回数
バスハイク	小学生	29名(1回)
	児童館バスで野外に出かけ、身体を動かして遊ぶ	
デイキャンプ	小学生	44名(1回)
	児童館バスで野外に出かけ、川遊びなどを楽しむ	

エ 合同事業(4館合同)

事業名	対象及び内容	参加人数・回数
宿泊事業	小学生	39名(1回)
	4館共催。1泊2日で自然体験や集団活動を体験する	
入間川七夕まつり	—	— (1回)
	入間川七夕まつりに各館と協力して参加する	

オ まつり

事業名	対象及び内容	実施日・参加人数
こどもまつり	—	4/30 663名
	ボランティアや民生委員、母親クラブの協力によるゲームや工作などを楽しむ	

夕涼み会	—	7/9 599名
	ボランティアや民生委員、母親クラブの協力によるゲームや工作などを楽しむ	
児童館まつり	—	11/6 592名
	ボランティアや民生委員、母親クラブの協力によるゲームや工作などを楽しむ	

(6) 指定管理者の収支

ア 収入

(単位 円)

項目	予算額	実績額	差引	概要
指定管理料	49,035,000	49,011,350	23,650	
利用料金	100,000	113,900	△13,900	プラネタリウム
その他	800,000	840,095	△40,095	事業材料費等
収入合計	49,935,000	49,965,345	△30,345	

イ 支出及び収支差額

(単位 円)

項目	予算額	実績額	差引	概要
人件費	32,640,000	34,556,963	△1,916,963	給与等
事務費	2,238,000	1,888,494	349,506	通信費等
事業費	3,060,000	3,663,547	△603,547	消耗品等
管理費	11,997,000	11,237,117	759,883	委託料等
支出合計	49,935,000	51,346,121	△1,411,121	
収支差額	0	△1,380,776	△1,380,776	

(7) 総評

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に創設されたものである。

指定管理者制度の導入後と直営当時と比較した場合、開館日数、事業回数や利用人数が増加するとともに、年間経費が約1,700万円削減されるなど、アウトソーシングによる市財政のスリム化の一助となっていることは大いに評価できるところである。

基本協定書等に基づく施設の管理業務及び指定管理料に係る出納その他の事務処理については、事前調査、監査及び実地調査を行った結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部には改善又は検討を要する事項も見受けられたので、これらに留意し、施設の適正な管理運営に努められたい。

ア こども支援課

(ア) 指定管理業務と自主事業について

自主事業に要する経費に対して指定管理料を充てていることから、経費区分の妥当性と用途の透明性を確保するため、自主事業の収支を確認できる資料を提出させ、実績を精査されたい。（要望）

（イ）モニタリングについて

中央児童館管理運営業務確認書に定めるモニタリングは年４回実施とされているところ、４回目は今年８月に実施されていた。モニタリングは基本協定書等に定められた事業や業務について指定管理者の実施状況を確認するものであり、適正な時期に実施されたい。（要望）

（ウ）施設の管理状況について

中央児童館科学館の階段の鉄部の塗装に著しい剥離が見受けられた。児童その他の利用者に事故のないよう、対策を検討されたい。また、中央児童館は建築後４６年が経過していることから、狭山市公共施設等総合管理計画を踏まえ、計画的な維持管理に努められたい。（要望）

イ 指定管理者

（ア）経理状況に関する報告書等について

経理状況に関する報告書等の記載に誤りがあった。会計事務全体に対する信頼性を損なうことにならないよう、適正な事務処理に努められたい。（注意）

（イ）年度末決算について

年度末決算で、人件費等の実績額が予算額を上回っていた。年度終了時において人件費等の合理性及び妥当性を確認できるよう、報告書等を整理されたい。（要望）

（ウ）基本協定書と実務の乖離について

基本協定書第１０条に定める独立した区分経理がなされていないものがあつた。会計処理の透明性が確保されるよう、適確な区分経理に努められたい。（要望）

公益社団法人狭山市シルバー人材センター補助金

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金の交付目的が十分達成されているか並びに交付申請の手續及び収支の会計経理が適正に行われているかについて監査を実施した。

2 監査対象者の概要等

(1) 対象者の概要

ア 公益社団法人狭山市シルバー人材センター

狭山市シルバー人材センターは、社会参加意欲のある健康な高齢者に対して、地域社会と連携しながら、その希望に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保するとともに、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、高齢者の知識、経験及び能力等を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として昭和57年9月14日に社団法人として設立されたが、公益法人制度改革を経て、現在は公益社団法人となっている。

事業の概要は、次のとおりである。

- (ア) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者のための就業機会を確保し、及び提供する事業
- (イ) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を実施する事業
- (ウ) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (エ) センターの目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- (オ) 前各号のほか、センターの目的を達成するために必要な事業

イ 所管課

長寿安心課

(2) 補助金交付の目的

定年退職後の高齢者に対し、それぞれの希望や能力に応じた就労機会の確保や提供を行うことや社会参加への促進を図ることにより、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と高齢者の能力を生かした地域づくりを

目的とし、公益社団法人狭山市シルバー人材センターに対し補助金を交付した。交付額は、11,788,000円であった。

(3) 組織

公益社団法人狭山市シルバー人材センターは事務所を狭山市狭山台1丁目21番地に置き、平成29年4月1日現在の役員は16名（理事長1名、副理事長1名、常務理事1名、理事11名、監事2名）である。

3 監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等

(1) 監査の実施日

平成29年11月22日

(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所

ア 監査を実施した監査委員

監査委員 永井 保

監査委員 磯野 和夫

イ 監査の場所

監査委員室

(3) 監査の範囲及び方法

補助金の交付目的が十分達成されているか並びに交付申請の受付及び収支の会計経理が適正に行われているかを主眼として、平成28年度の補助金に係る出納その他の事務の執行について、帳簿等の証拠書類を監査するとともに、関係者から説明を聴取した。

4 監査の結果

(1) 補助金の充当先及び事業の概要

ア 充当先

補助金の充当先とそれぞれの額については、運営費中の人件費に対して6,518,000円、管理費に対して1,470,000円の合計7,988,000円、事業費中の高齢者活用・現役世代雇用サポート事業に対して3,800,000円であり、総額は11,788,000円である。

イ 事業の概要

高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

(2) 正味財産増減計算書 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで (単位 円)

科目	当年度	前年度	増減
一般正味財産増減の部			
経常増減の部			
経常収益計 ①	406,049,447	415,214,883	△ 9,165,436
受託事業収益計	377,666,004	387,701,234	△ 10,035,230
受取配分金	333,100,839	342,394,299	△ 9,293,460
受取材料費等	15,799,766	15,722,858	76,908
受取事務費	28,765,399	29,584,077	△ 818,678
労働者派遣事業等受託収益計	795,278	153,263	642,015
労働者派遣事業受託収益	795,278	153,263	642,015
受取会費計	2,904,000	3,067,200	△ 163,200
正会員受取会費	2,899,200	3,057,600	△ 158,400
特別会員受取会費	4,800	9,600	△ 4,800
受取補助金等計	24,380,624	24,240,000	140,624
受取連合交付金	10,938,000	10,240,000	698,000
受取(県)補助金	1,625,942	0	1,625,942
受取(市)補助金	11,788,000	14,000,000	△ 2,212,000
受取補助金等振替額	28,682	0	28,682
特定資産運用益計	525	8,360	△ 7,835
特定資産受取利息	525	8,360	△ 7,835
雑収益計	303,016	44,826	258,190
受取利息	848	6,837	△ 5,989
雑収益	302,168	37,989	264,179
経常費用計 ②	406,392,222	414,544,499	△ 8,152,277
事業費計	396,714,381	399,228,656	△ 2,514,275
支払配分金	333,100,839	342,394,299	△ 9,293,460
支払材料費等	11,868,455	11,813,539	54,916
役員報酬	1,634,181	1,530,000	104,181
給料手当	13,073,140	12,812,526	260,614
臨時雇賃金	13,895,548	12,350,213	1,545,335
法定福利費	2,804,131	2,293,122	511,009
退職給付費用	844,800	670,800	174,000
福利厚生費	134,043	108,753	25,290
会議費	175,860	186,629	△ 10,769
旅費交通費	45,729	56,644	△ 10,915
通信運搬費	1,015,350	1,013,592	1,758
減価償却費	110,351	81,669	28,682
什器備品費	1,025,231	137,916	887,315
消耗品費	1,117,476	805,599	311,877

修繕費	0	7,668	△ 7,668
印刷製本費	608,148	431,719	176,429
光熱水料費	367,861	340,359	27,502
賃借料	4,112,674	3,364,646	748,028
保険料	3,230,484	3,351,370	△ 120,886
諸謝金	1,139,224	849,011	290,213
租税公課	1,676,370	1,680,700	△ 4,330
支払負担金	298,400	329,454	△ 31,054
委託費	2,802,118	2,077,127	724,991
教材費	617,417	0	617,417
支払手数料	126,678	109,642	17,036
元氣プラザ維持管理費	453,334	396,968	56,366
雑費	436,539	34,691	401,848
管理費計	9,677,841	15,315,843	△ 5,638,002
役員報酬	1,701,346	1,912,000	△ 210,654
役員退職手当	119,000	13,000	106,000
給料手当	3,268,285	6,899,049	△ 3,630,764
臨時雇賃金	779,966	643,776	136,190
法定福利費	701,035	1,234,760	△ 533,725
退職給付費用	211,200	361,200	△ 150,000
福利厚生費	33,511	58,559	△ 25,048
会議費	0	840	△ 840
旅費交通費	5,130	24,276	△ 19,146
通信運搬費	122,813	201,372	△ 78,559
消耗品費	130,193	199,328	△ 69,135
印刷製本費	20,736	5,508	15,228
光熱水料費	91,965	145,868	△ 53,903
賃借料	926,350	1,398,026	△ 471,676
保険料	143,616	126,900	16,716
諸謝金	229,731	308,919	△ 79,188
租税公課	283,567	508,700	△ 225,133
支払負担金	74,600	141,194	△ 66,594
委託費	577,674	884,994	△ 307,320
支払手数料	31,139	47,570	△ 16,431
元氣プラザ維持管理費	113,332	170,130	△ 56,798
雑費	112,652	29,874	82,778
評価損益等調整前当期経常増減額 ③ = ① - ②	△ 342,775	670,384	△ 1,013,159
評価損益等計 ④	0	0	0
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0

	特定資産評価損益等	0	0	0
	投資有価証券評価損益等	0	0	0
	当期経常増減額 ⑤ = ③ + ④	△ 342,775	670,384	△ 1,013,159
経常外増減の部				
	経常外収益計 ⑥	0	0	0
	経常外収益	0	0	0
	経常外費用計 ⑦	0	0	0
	経常外費用	0	0	0
	当期経常外増減額 ⑧ = ⑥ - ⑦	0	0	0
当期一般正味財産増減額 ⑨ = ⑤ + ⑧		△ 342,775	670,384	△ 1,013,159
一般正味財産期首残高 ⑩		59,334,082	58,663,698	670,384
一般正味財産期末残高 ⑪ = ⑨ + ⑩		58,991,307	59,334,082	△ 342,775
指定正味財産増減の部				
	収益計 ⑫	374,058	0	374,058
	受取補助金等計	374,058	0	374,058
	受取(県)補助金	374,058	0	374,058
	費用計 ⑬	28,682	0	28,682
	一般正味財産への振替額計	28,682	0	28,682
	一般正味財産への振替額	28,682	0	28,682
当期指定正味財産増減額 ⑭ = ⑫ - ⑬		345,376	0	345,376
指定正味財産期首残高 ⑮		0	0	0
指定正味財産期末残高 ⑯ = ⑭ + ⑮		345,376	0	345,376
正味財産期末残高 ⑰ = ⑪ + ⑯		59,336,683	59,334,082	2,601

経常収益額	406,049,447円	正味財産残高(H27年度末)	59,334,082円
経常費用額	406,392,222円	正味財産残高(H28年度末)	59,336,683円
差引	△342,775円		2,601円

(3) 総評

交付された補助金は、補助目的に沿って適正に執行され、事業も計画に沿って実施されており、高齢者の就業機会の増大と福祉の推進に資するとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与しているものと認められた。

経理状況については、おおむね良好に処理されていたが、一部には検討又は改善を要する事項も見受けられたので、これらに留意し、適正な事務処理に努められたい。

ア 長寿安心課

(ア) 補助金交付要綱の整備について

要綱では、補助事業に要する経費の額を変更しようとするときは補助金額変更承認申請書を提出し、その承認を受けるとされているが、実務上は補助事業に要する経費の総額や予算の修正等の変更があっても補助金額に変更がない場合には補助金額変更承認申請書の提出を不要とする取扱いとしていた。実務上の取扱いとの適切な整合を図るべく整備に努められたい。（要望）

（イ）補助対象経費の区分について

国が定める補助対象経費の区分と市が定める補助金の見直し指針の補助対象経費の区分が異なるものがあつた。補助対象経費の区分の妥当性と使途の透明性を確保するため、その対策を検討されたい。（要望）

イ 狭山市シルバー人材センター

（ア）補助資料の整備について

支出済額内訳書の経費区分の額と決算書の支出科目の額が異なるものがあつた。今後は、支出科目の組替えについて補助金の充当先等を突合できるように組替表などの照合資料を作成し、市に提出されたい。

（要望）

（イ）補助金の有効かつ効果的な活用について

事業の実施に当たっては、補助金の有効かつ効果的な活用を図るとともに、定期的に事業内容や実施方法の検証に努め、引き続き事業目的の達成に向けて取り組まれたい。（要望）